第8回 哲学系読書会(仮) 2020年09月10日

報告者:ハマ

場所:北区区民ホール

テキスト: クロード・レヴィ=ストロース 『構造人類学』(1957年11月1日)

みすず書房(1972年5月30日)

1908年11月28日 誕生 ベルギー・ブリュッセル

1931(22) アグレガシオン(哲学教授資格)に合格。同期に、ボーヴォワール、メルロ=ポンティ

1933 ロバート・ローウィ (Robert Lowie, 1883-1957) 『未開社会』を読む

1935(26) サンパウロ大学(社会学)教授(~1938)カドゥヴェオとボロロの調査

1939 フランスに一時帰国した後、1940年まで招集、その後フランスの敗北、反ユダヤ政策 のためアメリカに亡命(1941)する

1940(31) 兵役を解かれ、高校の教師となるが、ユダヤ人のため失職する。

1942(33) ニュースクール・フォ・ソーシャル・リサーチ(New School for Social Research)教授 (~1945) 親族の基本構造の内容に関する授業をおこなう。ローマン・ヤコブソンと知り合う

1948(39) 「親族の基本構造」主論文「ナンビクワラの家族と社会生活」副論文で文学博士

1952(43) 『人種と歴史』

1955(46) 『悲しき熱帯』絶賛を浴びる。

1958(49) 『構造人類学』

1959(50) メルロ=ポンティの尽力で、コレージュ・ド・フランス教授(社会人類学、~1982)

1961(54) 雑誌『ロム』の創刊に関わる

1962(55) 『野生の思考』(→J-P. サルトル批判) ベストセラー 『今日のトーテミスム』

1964(57) 『神話学 (第1巻)』(~1971)

(1966 『言葉と物』、ベストセラー)

1975(68) 『仮面の道』(1975, 1979)

1979(72) アカデミーフランセーズ会員

1982(73) コレージュ・ド・フランス定年退職

1983(74) 『はるかなる視線』

1985(77) 『やきもち焼きの土器作り』

1991(84) 『オオヤマネコの話』

1992(85) 『見る、聞く、笑う』

1994(87) 『ブラジルへの郷愁』

2009年10月30日 死亡100歳

https://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/021118levi-Strau.html 池田光穂より

第2章 言語学と人類学における構造分析(1945年8月訳:佐々木明)

音韻論、伯父父権、おじ(伯父)⇔おい(甥)、示差的な存在

P37

言語学、科学の名を主張できる唯一の社会科学、実証的な方法を明確に定式化すると同時に、みずからの分析する事実の本性を認証にいたった唯一の社会科学である。

P38

「古代の家族制度における母系制の残存という仮設」

言語学者が、すでに消滅した関係の根強い存続を現に存在している語彙の中に看破することで、問題の解決に寄与することは疑いがない。

P39

音韻論の誕生がこの状況を一変させた。・・

音韻論は種々の社会科学に対して、例えば核物理学が精密科学の全体に対して演じたのと同じ革新的な役割 革命的な変化―音韻論の大家 N・トルーベツコイ:4つの基本的なやり方に帰着

- 1)音韻論は意識的言語現象の研究からその無意識的な下部構造の研究へと移行する。
- 2)項を独立した実体として扱うのを拒絶し、項と項との関係を分析の基礎とする。
- 3)それは体系の概念を導入する。

「現代の音韻論は音素がつねにある体系の要素であることにとどまらず、具体的な音素体系を明示してその構造 を明らかにする |

4)音韻論は一般的法則の発見を目的とする。

これらの法則は時には帰納によって発見されるが、「時には論理的に演繹され、そのことがそれらに絶対的な性格を与える」

P40

親族の問題の研究において社会学者は音韻論を研究する言語学者と形式の上で類似した立場

親族名称は、音素と同様、意味作用の要素である。それらは、音素と同様、体系のうちに組み入れられることなしには意味作用を持つことはできない。

「親族体系」は「音素の体系」と同様、精神によって無意識的思考のレヴェルに築かれる。

地球上で遠く離れたいくつかの地域、深い相違をもついくつかの社会で、親族関係の形態、婚姻の規則、あるタイプの親族がたがいにとるべきとされる態度などに同一のものがくりかえし現れるという事実。

観察される現象は、一般的な、しかしかくされた法則の組み合わせの結果だと信じさせる。

親族関係の諸現象は、言語の諸現象とは異なる次元の現実に属するが、それらと同一のタイプの現象である。

親族の研究は、今日、音韻論による革命の前夜における言語学と同じ様相を呈し、それと同じ困難にとらわれている。

P41

トルーベクコイとヤコブソン

音韻論とそれ以前の言語学(歴史の中に説明の原理を求める・通時的)、体系的普遍主義」と定義し、以前の諸学派の個体主義と「原子論的な考え方」に対立させている。

「音素体系の変化はどの瞬間においても<u>ある目的に向かう傾向</u>によって支配されている。したがってこの変化は、 ある意味、ある内的論理をもっており、それを明らかにするのが歴史的音韻論の任務である。」 親族の問題に適応されているのと同じ考え方。

(親族の)名称体系の細目、婚姻の特別な規則が、何かの結果、なにかの遺物として別の風習に結びつけられる。 共時的な総体としての親族体系が、異質的な(仮説上の)いくつかの制度の寄せ集めから来る恣意的な結果であり ながら、何らかの規則性と有効性をもって機能するなどということがどうしてありえるのか

音韻論の方法を原始社会の研究に移入する際の困難

音素の体系と親族体系との表面的類似はきわめて大きい。

誤り:親族体系を言語における音素と同一視すること。

音素:「示差的な要素」に分析、一個ないし数個の「対をなす対立」に組織する。

社会学者は、与えられた体系の親族名称をいくつかの要素に分解するという誘惑

「父」という名称:性、相対的年齢、世代についてはある内包をもっているが、外延は少しも持たず、また婚姻による関係を表すことはできない。

「父」―それぞれの体系について、いかなる関係が表現されているのか(世代、外延、性、相対的年齢、姻戚などの関係)

P42

こうして人は、構造下の層。物理学者が分子より下の層を発見するのと同じように、この「微視社会学的」な層に 認めうると期待する。デヴィスとワーナーの試み。

三重の不具合

音韻論的分析の示差的な要素:心理的、生理学的、物理学的の三曹の客観的な存在を備えている。

それらの要素はまた、それらの組み合わせによって作られる音素よりも数が少ない。

それらは体系を理解し再構成することを可能にする。

- 1) 親族名称の扱い方。結果のほうが原理よりさらに抽象的、最終的な体系は概念的になる。
- 2)この方法によって得られた体系が、経験的な与件よりはるかに複雑で解釈し難いことを証明
- 3)この体系、説明的な価値を持たない。体系の性質を理解させない、その発生過程を再構成できない。

失敗の理由:言語学者の方法に忠実すぎた。

親族名称は社会学的存在と、同時に言語表現の要素

親族名称が語彙の一部として、比喩的な意味ではなしに直接の意味で、この方法の対象である。

音韻論的分析は語を直接に扱いうるものではなく、前もって音素に分解された語のみを扱いうる。

語彙の層には必然的な関係は存在しないのである。

P43

ある言語の音素の一覧表と一社会の親族名称とのあいだの深い相違を無視することも同様に慎まなければならない。

音韻論で明らかになったもの。言語が伝達の目的を達するための手段である。機能は自明であったが、体系が知られていなかった。

社会学者は反対の状況。親族名称が体系をなすことはわかっていたが、これらの体系が何のために用いられるのか を、我々は依然としてしらない。

親族名称の構造分析の大部分はまったくの同語反復に陥っている。

親族を表す語彙のうちに何らかの秩序を導入し、そこに何らかの意味を発見することを諦めねばならぬというわけではない。

語彙の社会学が提起する特殊な問題と、その方法と言語学の方法との関係の両義的な性格を認める必要。 両者の類似が単純な形で現れる一つのケースに議論を限るのが望ましい。

P44

「親族体系」、現実のきわめて異なる2つの領域を覆っている。

「名称(語彙)の体系|:

「態度の体系」(心理学的・社会学的) 尊敬・馴れなれしさ、権利・義務、好意・敵意

名称の体系の研究、音素の体系を相手にする場合と似ていながら逆転していた。

態度の体系の研究、「もとの向き」に戻される。

態度の体系が集団の統一と均衡を保つという役割を演じていることを推測するが、種々の態度のあいだの結合の性質が理解できず、それらの必然性を認知しない。言語の場合と同じく、機能はわかっていながら体系の方が見えない。

態度の体系が名称の体系の感情面での表現、翻訳だとの意見とは異なる。

親族名称の一覧表が親族間の態度の一覧表を正確に反映していなかったり、態度が名称を正確に反映していかなったりするような集団の実例が数多くあらわれた。

親族名称の体系が個人間(?)の関係を規定する主要な媒体だと信じるのは誤りであろう。

孤立した個人が存在するわけではない、 <兄・弟> 体系・関係の中でしか存在していない

P45

態度はつねに2つのタイプ

- 1) 凝縮度が低く、結晶化しておらず、制度的な性格を帯びてない態度 語彙の心理面への反映あるいは風化
- 2) 様式化され、義務的でタブーや特権に裏付けられ、一定の儀式を通じて表現される態度

総合的な態度

オーストラリアのウィク・モンカン族

「結婚前の二人の男性のあいだにある親族関係と、これに対応する関係にない二人の女性との彼らの結婚を説明するために彼らのあいだに想定しなければならぬ理論的関係(親族体系・語彙?)との矛盾に、ふざけあう特権という形で決着がつけられる。」

態度と名称のこの相互依存関係は一対一の対応ではない。態度の体系はむしろ、名称の体系の動的な再構成。

2つの体系の間に機能的な関係がある。

一方に属する問題と他方に属する問題とは別個のものとして扱ってよい。

「母方のおじ」の問題:態度に関するあらゆる理論の出発点と見なされているものである。

われわれは、音韻論的方法の形式的な転用が、いかにこの問題に新たな光を投げるかを示したい。

社会学者たちがこの問題にとくに注目したのは、ただ、母方のおじとその甥との関係が、きわめて多くの未開社会でとくに重要な発展を示しているように見えるからである。

その理由を発見することが必要なのだ。

P46

19世紀を通じて、「母方のおじ」の重要性はともすれば母系制の残存と解釈されてきた。

母系制なるものは純然たる仮説上の存在であり、とくにヨーロッパの実例に照らすと疑わしい。

伯父父権は、母系制ばかりではなく父系制と結びついている場合もある。

「母方たると父方たるを問わず、一定の社会的関係を一定の親族関係に結びつけようするきわめて一般的な傾向に すぎない | ローウィー

態度に名目を与えようする一般的な傾向が存在するという原理が、親族体系の理論の唯一の確実な基礎をなるものである。

なぜある種の態度だけが母方のおじとの関係に結びつき、問題になっている集団によって、他の可能な何らかの態度がこれに結びつくということがないのか。

P47

個人間の関係という領域においては、ほとんど無限に多様な態度が可能である。

生後数ヶ月の人間の発声器官が発することができ、また実際に発する音も、同じく無限に多様である。

しかしそれぞれの国語は、あらゆる可能な音のなかからごく少数のものしか残さない。

言語学はここで二つの問い発する。

- 1) なぜある種の音が選ばれたのか
- 2) 選ばれた一個または数個の音と他のすべての音のあいだにいかなる寛解が存在するのか

「母方のおじ」の特異性

社会集団は言語と同じく、きわめて豊富な心理的・生理的材料を手にしているのに、これも言語と同じく、その素材のうりにある種の要素しか残さない。

それらを組み合わせて常に多様な構造を作り上げるのだが、それらの要素のうち少なくともいくつかは多種多様な 文化を通じて同一であう。(*音素と言語・さまざまな国語の存在と同じ構造をもつ*)

「態度に名目を与えるという一般的原理」(ラドクリフ=ブラウン)

「伯父父権」

相反する二つの態度の体系

- 1) 母方のおじは一族の権威を代表する。
- 2) 甥がおじに対して馴れなれしくする特権をもち、おじを多少ともないがしろにする。

さらに、母方のおじに対する態度と父に対する態度の間には相関関係がある。

態度の体系はどちらも同一なのだが、ただそれが逆転している。

父と子の関係が親密な集団では、母方のおじと甥の関係はきびしい。

父が一族の権威の厳格な受託者であるところでは、おじの方が馴れなくされる。

音韻論にならっていうならば、この二つの態度の郡は二つの対をなす対立を形成する。

伯父一甥 父一子(息子)

P48

父子の関係の方が、結局のところこれらの対立の向きを定める

父や父方の血統が伝統的な権威を代表する父系制では、母方のおじは「男性なる母」とみなされ、一般に母と同じ 扱いを受けるばかりか、時には母と同じ名前で呼ばれさえする。

母系制、そこでは母方のおじが権威を体現し、優しさと親しみの関係は父とその血統の側に置かれる。

母方のおじとの関係は二項関係ではなく、四項関係である。

一人の男、その姉妹たる女、義理の兄弟、甥という四者の存在を前提

メラネシアのトロブリアンド諸島

母系的な親子関係、父と子の遠慮のない親密さ、甥と母方のおじとの著しい対立

コーカサスのチェルケス族

父系的、父と子との間に対立関係がある一方、母方のおじは甥を助け、甥の結婚に際して馬を贈る。

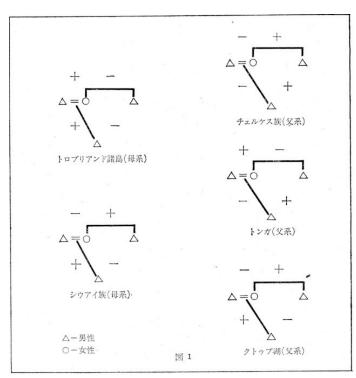
P49

この相関関係は、4つのタイプの関係

「兄弟/姉妹」、「父/妻」、「父/子」、「母方のおじ/その姉妹の息子」の関係が有機的に結びついている全体的体系をなしている。定式化される法則の適用例。

一対の関係がわかれば他方を演繹することができる。

P52



伯父父権の諸形態と親子関係のタイプの相関だけでは 問題は片付かない。父系的なり母系的ないという同一 の親子関係のタイプに、伯父父権の異なった形態が共 存しうるからだ。

体系の構成に必要である4対の対立のあいだには、つねに同一の基本的関係が見いだされる。

中世の家族関係の変遷

兄弟の姉妹に対する権力が減り、未来の夫の権力が増す。同時に父と息子の結合が弱まり、甥と母方のおじ との結合が強まる。

伯父父権の問題を理解するには、それをある体系の内部の一関係とみなさねばならず、またこの体系の構造に気づくためにはそれを全体として考察せねばならない。

この構造はそれ自体、4つの項(兄弟、姉妹、父、息子)を基礎

それらの項は相関的な2組の対をなす対立関係で結ばれており、問題となる2つの世代のそれぞれにおいて、1つのプラスの関係とマイナスの関係が常に存在する。

P53

この構造は最も単純な親族構造である、親族の基本単位。

親族構造なるものが存在するためには、人間社会において常に存在する3種類の家族関係

1) 共通の父を持つという関係 実の兄弟姉妹

2) 結婚による関係

夫と妻

3) 生んだものと生まれたものとの関係

親と子の関係

親族の基本単位の本源的で還元不可能な性格は、実に世界のどこでも例外なしに守られている近親相姦の禁止の直接の結果である。

近親相姦の禁止とは、人間社会において、男が女を獲得するには、これを別の男から得るよりなく、後者は女を娘なり姉妹なりの形で前者に譲り渡すということである。

したがって、なぜ母方のおじが親族構造の中に現れるかを説明する必要はない。 おじはそこに現れるのではなく、そこに直接与えられており、その構造の条件をなしているのである。(?) 従来の社会学の誤りは、項を考察して項の関係を考察しなかったことである。

子供は、結婚を通じて親族の基礎を置くという最初の手続きの、動的・目的論的な性格を保証するのに不可欠の存在である。親族関係は静的な現象ではなく、自己を存続せしめるためにしか存在しない。

P54

家系を存続させようとする欲望ではなく、・・ある一定の世代に女性を譲る者と受け取る者とのあいだに生じる最初の不均等は、後の世代における逆向きの給付によってしか安定した状態に戻り得ないという事実である。 最も基本的な親族構造さえ、共時的次元と通時的次元にまたがっている。

両性の関係が逆転した構造、この理論的可能性は、経験的基盤に立つと除去される。 人間社会においては男が女を交換するので、その逆ではない。

従来の社会学は伯父父権の起源を説明しようと躍起になっていたが、われわれは母親の兄弟を外的要素としてでは なく最も単純な家族構成の直接与件として扱うことで、起源の問題を厄介ばらいした。(?)

伯父父権は、きわめて頻繁な分布を示しているが、決して普遍的なものではない。

親族体系があらゆる文化において同じ重要さをもつわけではない。 ある種の文化では、社会関係の大半を律する、積極的な原理をなしている。 われわれ社会では、この機能は存在しないか、きわめて微弱である。 平原インデアンの社会では、この機能は部分的にしか行われていない。

親族体系は1つの言語(Langage)である。だがそれは普遍的な言語ではなく、表現と行為のためにそれとは別の手段が選ばれることがある。

ある文化を前にしたとき、「体系は体系的か」という予備的な問いを発しなければならない。

P55

本来の意味での言語は、最高の程度に意味作用の体系だからだ。

社会組織や芸術など、同じ意味作用を目指しているが、その意味作用上の価値が部分的、断片的、あるいは主観的であるような他の体系を考えるにつれて、「体系は体系的か」の問いを厳密に検討する必要が生じる。

伯父父権を親族構造の特徴的事実と解釈した。

4つの項(兄弟、姉妹、父、息子)の一定の関係から生じるこの基本構造は、親族関係の真の不可欠要素(親族関係の原子)と見える。

どんな親族体系も、この基本構造が次々に連結したものか、あるいはそれが新たな要素を加えて発展したものか、 そのどちらかから構成されているのである。

2つの仮説

- 1) 基本構造の単なる並列一母方のおじとの関係が常に表面に現れている場合。
- 2) すでに複雑な場合— 母方のおじとの関係、分化した諸関係に埋没している 母方のおじの右側にその妻、父の左側にその姉妹、そしてその夫を加えた体系 この場合、子供は息子と娘に区別し、対照的に逆転した関係によって、構造内で他の周辺的位置を占める項に結ば れる。

P56

母方のおじとの関係は依然として明瞭であるが、もはや支配的ではなくなっている。

基本的態度の体系は少なくとも4つの項を含んでいる。

1) 親しく愛情に満ちた気のおけぬ間柄 相等性(=)

2) 給付と反対給付という互恵的交換から生じる間柄 互恵性(±)

3) 債権者 権利(+)

4) 債務者 義務 (一)

多くの体系では、二人の個人のあいだの関係は、ただ1つの態度ではなしに、いわば束なしたいくつかの態度によって表される。

P57

ラドクリフ=ブラウン

3つの基本的家族: 1) 親と子 2) 子供同士(兄弟姉妹) 2) 夫婦

なるほど生物学的な家族は人間社会にも存在している。

しかし、親族関係に社会的事実としての性格を与えるのはそれが保存している自然的要素ではなく、それがみずからを自然から切り離す際の本質的な仕方である。

親族体系は、親子とか血を分けた兄弟とかという個体間の客観的な関係のうちにはない。それは人間の意識のうちにしか存在せず、事実として与えられた状況の自然な延長ではなくて表象の恣意的な体系である。

P58

ラドクリフ=ブラウンは、人間の社会において親族関係は、婚姻関係の一定の様式によってのみ、またそれを通じてのみ、存在し存続しうるという、決定的と見える事実を完全に見落としている。

真に「基本的」なのは孤立した項としての家族ではなく、これらの項のあいだの関係である。 他のいかなる解釈も、近親相姦の禁止の普遍性を説明することはできない。

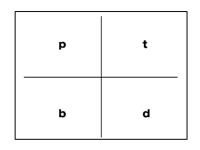
母方のおじの特殊性は、近親相姦の禁止の必然的帰結にほからならず、その帰結は、時には明瞭に現れ、時にはかくされているのである。

親族体系はシンボルの体系であるゆえに、人類学に対して特権的な地盤を提供する。 この地盤の上では、人類学は最も進歩した社会科学である言語学と共通の努力を行うことができる。

シンボルによる思考、この瞬間から自然主義にたいする如何なる譲歩も危険なものとなる。 家族社会学を生気のない経験主義へと押しやってしまう危険をはらんでいる。

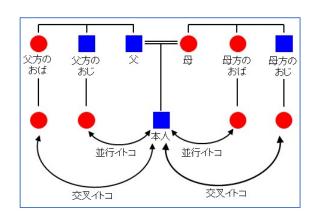
参考

ヤコブソン:音素の二項対立



それぞれ独立した実体として存在するのではない。

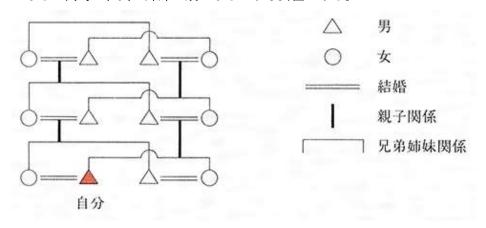
「p」と「b」、「t」と「d」は無声・有声(声帯が震えないか、震えるか)で対立 「p」と「t」、「b」と「d」は両唇音・歯茎音(唇で音を出すか、歯茎で出すか)で 対立



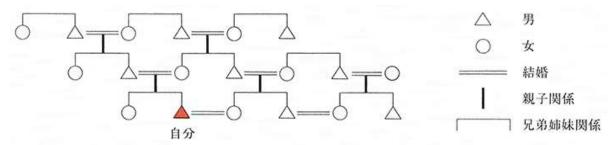
いとこ婚 cousin marriage

本人からみて特定の親族範疇(はんちゅう)に属する人と結婚することが望ましいとされ、あるいは義務づけられているような婚姻制度。こういった婚姻規制あるいは選好が「いとこ婚」という名でよばれるのは、結婚すべき親族範疇に「母の兄弟の娘」など、いわゆる「いとこ」にあたる人物が含まれていることによるものであり、かならずしも実際のいとこ、「母の兄弟の娘」などと結婚すべきであるとされているわけではない。もちろんそういった特定の個人が選好される場合もあるが、通常、いとこ婚の対象には真のいとこ以外に多くのより関係の希薄な縁者も含まれている。いとこ婚として知られているものの多くは「交差いとこ婚」cross-cousin marriage であり、これには三つの型がある。

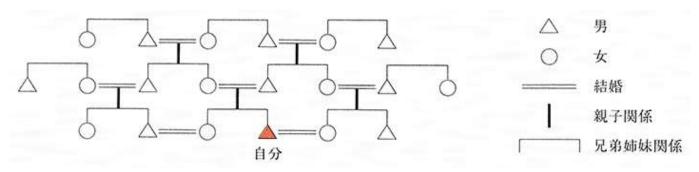
〔1〕双方交差いとこ婚は、交差いとこの属する親族範疇が平行いとこのそれと区別され、前者との結婚が義務づけられているもので、オーストラリアのカリエラ人の社会が有名である。これは、もっとも単純化すると、各世代ごとに繰り返される姉妹交換の図(図 A)によって示すことができる。この図で、男の結婚相手は、母の兄弟の娘であると同時に、父の姉妹の娘であるような女性である。



(2) 母方交差いとこ婚は、交差いとこのなかでも、母方の交差いとこ(母の兄弟の娘)の属する範疇が、父方交差いとこ(父の姉妹の娘)の属する範疇からさらに区別され、前者との結婚が義務づけられ、しばしば後者との結婚が禁じられているもので、東南アジアに多くみられる。単純に図示すれば、一つの家系が別の家系に対しつねに嫁のやり手となっているような一方的な交換の図(図 B)となる。



〔3〕父方交差いとこ婚は、〔2〕の逆で、父の姉妹の娘との結婚が義務づけられている、あるいは好まれるもので、トロブリアンド島民の例がよく知られている。図 C にみられるように、各世代ごとに女性のやりとりの方向が逆転する。



交差いとこ婚をめぐる問題は、古くから人類学における白熱した議論の的であった。交差いとこ婚という呼称自体、この制度を「母の兄弟の娘との結婚」などといった形で個人関係的なレベルのみで問題にしてしまうという危険に導く。単純化された図からもうかがえるように、この制度を女性の交換による集団間の連帯というより全体的なレベルでとらえることも可能であろう。なお交差いとこ婚以外に、アラブの父系ベドウィンの間でみられる平行いとこ婚(parallel cousin marriage、父の兄弟の娘などとの結婚)選好の事例がある。[濱本 満]小学館 日本大百科全書(ニッポニカ)

父権制

家族や一族内での権威や全体社会での政治権力が男性の手中にあるような社会体制をいい、母権制との対比で用いられている。家族のレベルでは家父長制がこれにあたる。しばしば父系制と混同されているが、父系制・母系制という言い方は出自に関係しているだけで、一社会内での権力の所在に関するものではない。実際、母系制といっても、女性が権力を握っているわけではなく、彼女の兄弟やおじのような一族の男性が権力をもっているのが普通である。このように、知られているほとんどの社会で、程度の差はあれ、家族内での権威や政治権力が男性の手にあるという事実に加え、父権制と対比的に対応していた母権制の存在自体が疑わしいことなどから、父権制という用語は、上述の一般的な用法としては意味を失いつつある。古代ローマやイスラエル王国におけるような極端な場合、つまり、家族内で父や夫の権威が絶大であり、事実上家族の他の成員やその財産に対して所有者のごとくふるまえるほどの権限をもっているような事例だけに、この父権制という用語をとっておくのが無難であろう。[濱本満]

母権制 (読み) ぼけんせい (英語表記) matriarchy

女性が社会において重要な地位をもち、家族内での権威や政治権力を握っているような社会体制をいう。かつては、人類社会の進化史上、父権制の成立に先だって普遍的に存在していた社会体制であると信じられていた。母権制の存在および母権制先行説は、19世紀の後半にバッハオーフェンやモルガンらによって、社会進化論の立場から提唱されたもので、当時の支配的な学説の一つとなり、20世紀に人類学者により決定的な反駁(はんばく)が加えられるまで、数多くの論争を生んだ。モルガンの影響を受けたエンゲルスによって、マルクス主義の教義にも取り入れられたことは有名である。

彼らの説によると、人類社会は、その進化の始めにおいて原始乱婚の時代をへて、生物学的にみて父性よりも母性のほうがはっきりしていることから、ついで、母と子の紐帯(ちゅうたい)を集団構成の核とする母系制の時代へと進んだ。母性しかわからなかった時代には、母親が一家や一族の中心として権威・権力をもち、ひいては全社会においても、女性の地位が優越していたであろうというのである。しかし実際には、母権制の例として提出された社会の多くは、財産相続や出自を女性を通してたどる母系制をもつにすぎず、そこでも財産の管理運営や政治的権力は男性の手中にあることが普通である。過去においても、実際に母権制とよびうるような制度が存在していたかどうかは大いに疑わしい。母権先行説の進化論的枠組みの単純さと、そこに含まれる誤謬(ごびゅう)、母権制と単なる母系制との混同、実証的根拠の欠如などから、今日では彼らの説はほぼ完全に否定されているといっても間違いではない。今日の文化人類学の基礎を形づくっている親族研究の発展に刺激を与えたという功績を別にすれば、母権制をめぐる数多くの議論は不毛なものであった。[濱本 満]

近親相姦禁忌 incest taboo

通常、近い親族間の性的関係を禁じる規則あるいは慣習をいうが、「近親」の範囲は社会によって千差万別であり、顔も知らぬ遠縁の間柄にも適用されている社会も少なくない。

インセストについては人類学史上さまざまな理論が提唱されてきた。そうした理論は、この禁忌が全人類社会に 普遍的で同質の規則であるという前提に基づいたうえで、その普遍性を説明しようとしたものである。古代エジプト王朝、インカ帝国、ハワイ王朝などで行われていた王族における兄弟姉妹婚は、単なる例外としてではなく、王族の神聖性を示すための故意の侵犯と解され、逆に禁忌の普遍性の証明として扱われることが多かった。

遺伝的悪影響を避けるためであるという説明はよくなされるが、遺伝学的知識は人類の歴史上ごく最近のものであるし、また遺伝学的には近親交配はとくに不利なものではないということで否定された。二つの相反する本能説が出された。フロイトはインセストを本能的欲求とし、禁忌はそれを抑圧する無意識のメカニズムとした。ラドクリフ・ブラウンは、西欧常識に基づいて、インセストは本能的な拒絶反応を引き起こすから禁じられたと説明した。どちらの説も、マードック同様に、インセストを家族内における親子・兄弟姉妹間の性的関係としてとらえていた(この意味においてのみ、インセストは「近親相姦」と訳せる)。

ウェスターマークは環境説をとり、同じ家屋でいっしょに育つ過程でインセストに対する嫌悪が生じるとした。 しかしこれではラドクリフ・ブラウン説同様、規則の起源の説明とはいえない。すでに嫌悪によって回避されるも のを改めて禁じる必要がないからである。

レヴィ=ストロースはこの禁忌を、普遍的であるがゆえに自然に根ざし、規則であるがゆえに文化に属する唯一の制度ととらえ、それを外婚制と同一視することによって、結婚(女性の交換)を通じて集団間の連帯をつくり、より広い社会を成立させる働きをしたと説明したが、この説も、証拠のうえからも、論理的にも否定された。

こうした「インセスト理論」の存在基盤そのものに疑問を投げたのはリーチである。彼は、北ビルマでは母と息子の性的関係がインセストではなく姦通とされており、トロブリアンド諸島では父と娘の関係が同様に姦通であることを引いて、親子間のインセストの禁止の普遍性を疑った。ニーダムは、インセストに相応する語彙(ごい)の比較と、性的関係を禁止する規則の比較を行って、この禁忌が一つの分析概念としての同質性をもたないことを指摘し、インセストに関する一般理論はありえないと結論した。彼は、女性に対する性的接近に関する多様な規則の総体は社会によって異なり、いわゆるインセストはそのなかの禁止条項の一部にすぎないとしている。この見解は現在のところもっとも妥当なものと思われる。[濱本 満・長島信弘]